

失業者の生活保障のための緊急措置を求める意見書

失業率は戦後最悪、完全失業者は 360 万人を数え、多くの国民がいつ失業するかわからないという深刻な不安にさらされている。大企業の無法なリストラを許さず、「不良債権処理の加速」などといって国策として中小企業を倒産に追い込むようなやり方は改め、国民への社会保障や税制での負担増計画も中止する必要がある。

同時に、政府として対策の強化が求められているのは、この大不況下で不幸にして職を失った人とその家族の最低限の生活を保障することである。

政府の調査でも、完全失業者のうち、雇用保険の失業給付を受けている人は 2 割にすぎず、半分の人は無収入の状態におかれている。失業者とその家族への生活保障は、一刻を争って実施されるべき課題である。それは、ともに働き、ともに社会を構築する人間としてあたりまえの連帯である。

よって、本市議会は、当面少なくとも失業率が 3 % 程度の水準に戻るまでの緊急措置として、政府が以下の内容を講じるよう強く求める。

- 1 雇用保険の給付期間を 1 年間まで延長すること。リストラで大量に失業者をつくった大企業から特別保険料を徴収するなどして財源を確保すること。
- 2 雇用保険が切れ、生活が困窮する失業者（働く能力と意志があり、求職活動を一生懸命している失業者）への生活保障制度を創設すること。主要国並みの連帯手当や所得援助制度など、失業者が安心して自分にあう就職先を探すことができる制度とすること。
- 3 世帯主失業は、その瞬間から家計破綻を意味することを直視し、子どもの学費・授業料などの緊急助成制度、住宅ローンのつなぎ融資など、家族と家族を維持するための制度を創設すること。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 14 年 12 月 19 日

三鷹市議会議長 吉野博明